（電気に係るエネルギー源の環境適合利用に関する情報の提供）

第六条　法第十条に規定するエネルギー源の環境適合利用に関して必要な情報は、その供給した電気に係るエネルギー源の種類その他の情報とする。

［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第一から様式第六まで中「第三条関係」を「第四条関係」に、「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める。

様式第七及び様式第八中「第四条関係」を「第五条関係」に、「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に、「第11条第１項」を「第13条第１項」に改める。

様式第九中「第四条関係」を「第五条関係」に、「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に、「第11条第１項」を「第13条第１項」に、「第２条」を「第３条」に、「第４条第２項」を「第５条第２項」に改める。

様式第十中「第四条関係」を「第五条関係」に、「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に、「第11条第１項」を「第13条第１項」に改める。

様式第十一中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める。

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第七条　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～十八　［略］ 十九　機構法第十一条第一項第十九号に規定する協力に関する事項 二十　機構法第十一条第一項第二十号に規定する情報の提供に関する事項 二十一　機構法第十一条第一項第二十一号に規定する情報の提供に関する事項 二十二　機構法第十一条第一項第二十二号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項	（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～十八　［略］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ 十九　機構法第十一条第一項第十九号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項

二十三　機構法第十一条第一項第二十三号に規定する情報の提供に関する事項

二十四　機構法第十一条第一項第二十四号に規定する附帯する業務に関する事項

二十五　機構法第十一条第一項第二十五号に規定する安定供給確保支援業務に関する事項

二十六～三十三　［略］

（機構が取得した株式等に対する独立行政法人会計基準の適用）

第九条の二　機構法第十一条第一項第一号に規定する業務、同項第四号に規定する業務、同項第二十二号に規定する業務及び同項第二十四号に規定する業務のために取得した株式又は持分（以下「株式等」という。）（当該株式等の取得により、機構が当該株式等を発行する会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。ただし、同基準の適用に当たり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第五条に規定する不開示情報又は不開示情報以外の情報であって当該情報を開示することにより不開示情報が明らかになるおそれがある情報（以下この条において「不開示情報等」という。）が含まれている場合には、不開示情報等については同基準を適用しないことができる。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲）

第十三条　機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　機構法第十一条第一項第一号、第四号、第二十二号及び第二十四号により取得した株式等

四　［略］

［新設］

二十　機構法第十一条第一項第二十号に規定する附帯する業務に関する事項

二十一　機構法第十一条第一項第二十一号に規定する安定供給確保支援業務に関する事項

二十二～二十九　［略］

（機構が取得した株式等に対する独立行政法人会計基準の適用）

第九条の二　機構法第十一条第一項第一号に規定する業務、同項第四号に規定する業務、同項第十九号に規定する業務及び同項第二十号に規定する業務のために取得した株式又は持分（以下「株式等」という。）（当該株式等の取得により、機構が当該株式等を発行する会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。ただし、同基準の適用に当たり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第五条に規定する不開示情報又は不開示情報以外の情報であって当該情報を開示することにより不開示情報が明らかになるおそれがある情報（以下この条において「不開示情報等」という。）が含まれている場合には、不開示情報等については同基準を適用しないことができる。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲）

第十三条　機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　機構法第十一条第一項第一号、第四号、第十九号及び第二十号により取得した株式等

四　［略］